

1. 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原自然再生検討会（平成 14～16 年度）における検討結果及び地域住民等の意見を踏まえ、大台ヶ原の今後の保全再生の方向性を示したもの（平成 17 年 1 月策定）。

2. 大台ヶ原自然再生の検討体制

(1) 大台ヶ原自然再生検討会（平成 14 年度～16 年度）

（目 的）森林生態系の保全・再生のあり方について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」を策定することを目的とする。

（構 成）

- ・ 大台ヶ原自然再生検討会（親検討会）と検討会の下に設置される森林生態系部会及び利用対策部会で構成。
- ・ 別途設置のニホンジカ保護管理検討会と連携。

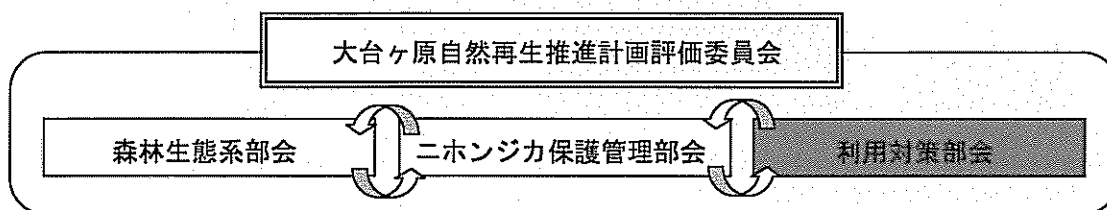


(2) 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会（平成 17 年度～）

（目 的）大台ヶ原自然再生推進計画（H17.1）の実施に関し、近畿地方環境事務所に意見を述べることがを目的とする。

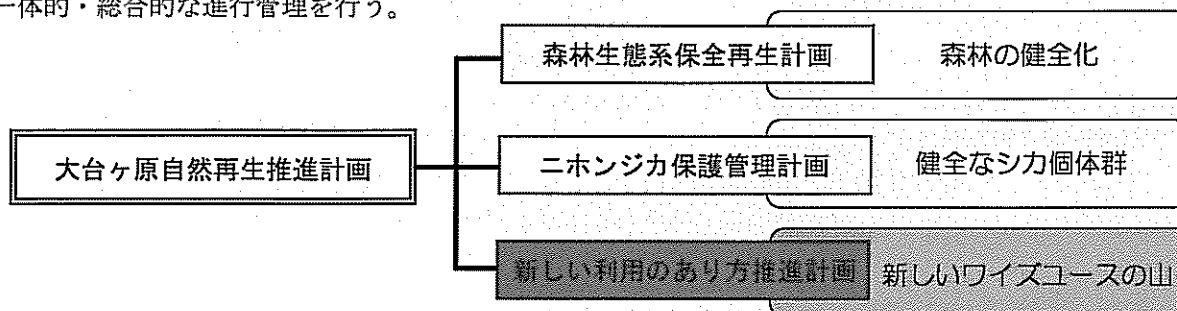
（構 成）

- ・ 森林生態系部会、ニホンジカ保護管理部会及び利用対策部会で構成。
- ・ 各部会は、必要に応じてワーキンググループを設置。



3. 大台ヶ原自然再生推進計画の構成

大台ヶ原の自然再生を効果的に推進するため、以下の3つの分野についてそれぞれ計画を作成し、一体的・総合的な進行管理を行う。



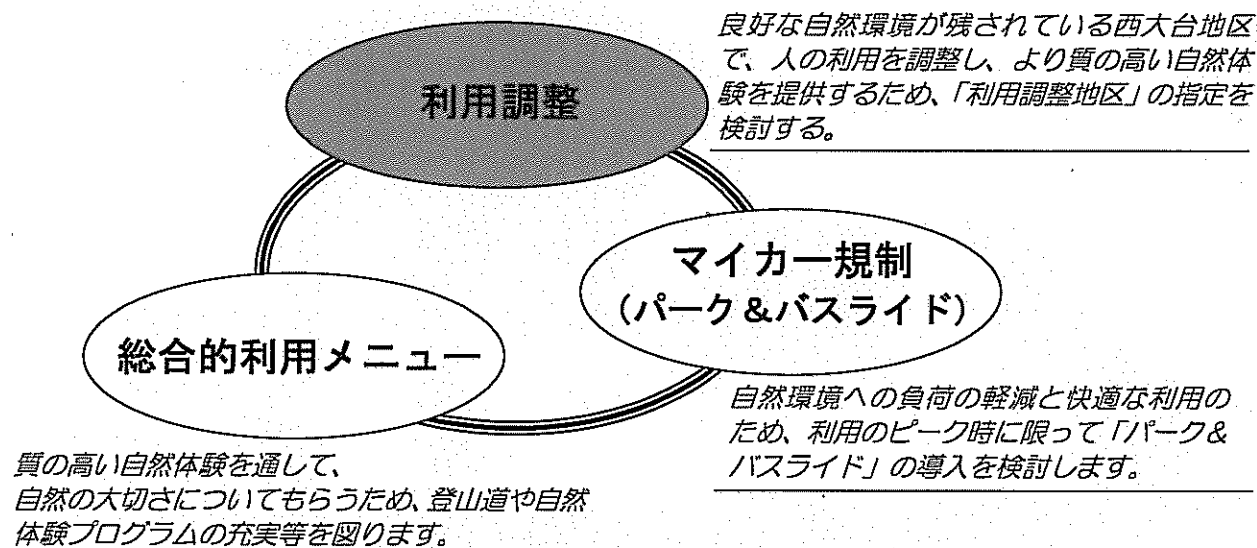
4. 新しい利用のあり方推進計画

(1) 目的

大台ヶ原において、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とする。

(2) 計画内容

大台ヶ原の自然再生に向け、利用の量の適正化により自然環境への負荷を軽減するとともに、より質の高い自然体験を提供するため、次の諸点を基本的な方向として、関係者や地域と合意形成を図りながら大台ヶ原における新しい利用形態をつくりあげる。



5. 西大台地区への利用調整地区の指定

(1) 基本方針

- ① 西大台はシカによる植生への影響、団体客の利用などによって自然の質が急速に低下する恐れがあり、現在の状態を保全するために利用調整地区を設定する。
- ② 利用調整の円滑な運営を図るため、関係機関との十分な協議を図る。

(2) 取組内容

- ① 利用の調整を図るための区域を設定して、区域内での利用人数、ルートなどの認定基準を設ける。
- ② これらは自然公園法の利用調整地区の適用によって推進することとし、そのための協議会の設置、計画の策定を行う。

(3) 利用調整地区の指定に向けた検討経緯 (平成 17 年度)

平成 17 年	6 月 30 日	利用対策調査手法検討ワーキンググループ
	8 月 30 日	大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 (第 1 回) 利用対策部会及び森林生態系部会合同部会 (第 1 回)
	11 月 25 日	利用適正化計画検討ワーキンググループ
	12 月 16 日	利用対策部会及び森林生態系部会合同部会 (第 2 回)